

消費者物価指数（CPI）平成 22 年基準の 国民経済計算（SNA）への反映について

本年 8 月に総務省が公表した消費者物価指数（CPI）の平成 22 年基準改定を受けて、本年 11 月 14 日（月）公表予定の平成 23 年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）から、以下の方針により、平成 22 年基準 CPI の計数を国民経済計算（SNA）におけるデフレーターに反映する（遡及期間は、平成 22 年 4 - 6 月期まで）。

1. CPI 基準改定に伴う新規・廃止品目への対応について

(1) 追加品目への対応

原則として、新規品目を取込む。

(2) 整理統合品目への対応

SNA 推計に用いている CPI 品目が新基準において廃止された場合、代替品目を採用する等の措置を講ずる。

(3) 小分類等を採用している場合についての対応

CPI の小分類・中分類（個々の品目を加重平均して作成）を推計に採用している場合について、構成する個々の品目に追加・廃止等があったとしても、当該小分類等を継続して採用する。

※ 具体的な対応状況については別添「CPI 改廃品目への対応状況」参照

2. 基準改定に伴う新旧デフレーターの接続方法について

現行 SNA は 12 年基準で作成されているため、デフレーターの接続に当たっては、22 年基準 CPI を用いた改定後デフレーターの平成 22 年 1-3 月期値を、現行デフレーターの平成 22 年 1-3 月期値の水準となるように調整の上、接続する。

（注）計数の遡及改定期間の定め方に関する原則については、「四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法」（第 5 版）（平成 18 年 7 月改定）を参照のこと。

(別添)

CPI改廃品目への対応状況

1. CPI追加品目

	CPI品目名
デフレーター推計に際し新たに採用するCPI追加品目	いくら、ドレッシング、パスタソース、やきとり、焼き魚、きんぴら、フライパン、背広服（夏物,普通品）、背広服（冬物,普通品）、婦人スーツ（春夏物,普通品）、婦人スーツ（秋冬物,普通品）、スリッパ、紙おむつ（大人用）、予防接種料、高速バス代、ETC車載器、洗車代、電子辞書、ゲームソフト、メモリーカード、園芸用肥料、演劇観覧料、音楽ダウンロード料、ペット美容院代、洗顔料

	CPI品目名	採用している小分類・中分類
デフレーター推計に際し従来どおり小分類・中分類レベルで対応するCPI追加品目	しょうが	生鮮野菜（小分類1）
	フライドチキン	一般外食（小分類2）

2. CPI廃止品目

CPI廃止品目に対する代替品目の採用状況は以下のとおり。

代替品目を採用するCPI廃止品目	代替品目
テレビ修理代	機械修理(GSPI)
フィルム	写真フィルム(CGPI)

3. CPI整理統合品目

CPIの品目統合に伴い廃止された品目に関しては、統合後の品目により対応する。

(例えば、「出産入院料（国立）」と「出産入院料（公立）」が整理統合品目となっているが、統合後の品目「出産入院料」を引き続いて採用する。)

(参考) 国民経済計算 (SNA) に対する影響の参考試算

1. 消費者物価指数 (CPI) 平成 22 年基準改定の国民経済計算 (SNA) に対する影響を検討するため、参考試算を行った。結果は、下表のとおり。

(表) 平成 23 年 4-6 月期の家計最終消費支出及び GDP (実質値及びデフレーター) に関する参考試算 (結果)

(単位 : %)

	今回試算	4-6 月期 2 次 QE (9 月 9 日公表)	変化幅 (今回—2 次 QE)
実質家計最終消費支出 (季調済前期比)	▲0.0	▲0.0	▲0.0
(年率)	▲0.1	▲0.0	▲0.0
家計最終消費支出デフレーター (前期比)	▲0.5	▲0.6	0.0
(前年同期比)	▲1.5	▲1.5	0.1
実質国内総生産 (支出側) ^(注) (季調済前期比)	▲0.5	▲0.5	▲0.0
(年率)	▲2.2	▲2.1	▲0.0
GDP デフレーター ^(注) (前期比)	▲1.0	▲1.0	0.0
(前年同期比)	▲2.2	▲2.2	0.0
国内需要デフレーター ^(注) (前期比)	▲0.3	▲0.3	0.0
(前年同期比)	▲0.8	▲0.9	0.0

2. 上記試算によれば、4~6 月期の家計最終消費支出デフレーター前年同期比の変化幅は 0.1% であり、同時期の CPI 総合前年同期比の変化幅 (▲0.7%) と異なり、ほとんど変化がなかった (わずかに上方改定)。

その理由としては、次のことが考えられる。

(1) CPI 総合の変化要因としては、

- ① 指数の計算を固定基準のラスパイレス方式 (基準年の数量ウェイトを用いた加重平均) としていることから、基準改定により価格下落が大きい品目のウェイトが高くなる傾向があること (いわゆる「パーシェ効果」) や、基準年において個別品目の指数基準が 100 に戻る (いわゆる「指数のリセット効果」) などの要因
 - ② 品目の追加・廃止・統合・計算方法の見直し等による要因
- の双方の要因が影響するが、今回 CPI が下方改定となったのは、主に①の影響によるものと考えられる。

(2) 一方で、SNA の家計最終消費支出デフレーターは、基準年を毎年変更する連鎖型パーシェ方式で計算していることから②の要因が主に影響する。

今回の CPI の 22 年基準改定では、②の要因は、モデル式の見直しの影響で、「持ち家の帰属家賃」や「携帯電話機」などの品目が上方改定に寄与した一方で、同じくモデル式の見直しや市町村別ウェイトの変更の影響で「旅館・その他の宿泊所」、「野菜」などの品目が下方改定に寄与したことから、結果としてほとんど変化がなかったものと考えられる。

【補足：計算方法】

(試算の内容)

平成 23 年 4-6 月期について、家計最終消費支出に対する影響及びそれが GDP (実質値及びデフレーター) に及ぼす影響を試算

(使用したデータ)

○CPI を基礎統計として用いている個別品目の価格指数については、平成 22 年基準指数が利用可能な平成 22 年 1-3 月期以降、当該基準指数を使用。それ以前の期間においては、平成 23 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 (2 次 QE) の推計に用いた平成 17 年基準指数を使用。

○CPI 以外の基礎資料を用いている個別品目の価格指数及び名目値については、平成 23 年 4-6 月期 2 次 QE の推計に用いたデータを使用。

(計算方法)

○上記データを用いて、通常の QE と同様の推計方法により試算を行った (ただし、家計最終消費支出以外の需要項目の名目値、実質値、デフレーター及び、供給側推計値については、平成 23 年 4-6 月期 2 次 QE 時の推計結果をそのまま使用)。

○CPI を基礎統計として用いている個別デフレーターについては、平成 22 年基準指数を用いて推計したデフレーターの平成 22 年 1-3 月期値を、平成 17 年基準指数に基づく現行デフレーターの当該四半期値の水準となるように調整して接続した。